



【公共職業訓練】

鶴岡会場 4か月コース

訓練コード：2K035S06

○ A 事務科

パソコンスキル・会計知識を学び、自信をつけて事務職にチャレンジ!!

★パソコンの基本スキル・知識の習得 (Word・Excel・PowerPoint)

★簿記と会計ソフトの基礎から業務における活用法を習得!

★充実した就職支援で就職を全力バックアップ!

**受講生
募集!!**



取得可能資格：日商PC検定3級(文書作成・データ活用・プレゼン資料作成)、
電子会計実務検定初級、日商簿記検定初級・3級 ※任意受験

訓練期間	令和2年10月23日(金)～令和3年2月22日(月) 時間：9：10～15：50 ※土・日・祝日を除く毎日
訓練場所	PC・Kanbany訓練校 第1教室 鶴岡市大塚町26-13 鶴岡高等職業訓練校内2階 (裏面参照)
受講対象者	公共職業安定所に求職申込みを行っており、公共職業安定所長の受講指示、受講推薦または支援指示を受けた方
受講料	受講料は無料です。 ただし、テキスト代(¥14,300)と訓練生総合保険料(¥3,600)は自己負担となります。 また、資格取得の受験料については任意受験のため自己負担となります。
募集定員	15名 (応募者が10名未満の場合、中止になることがあります。)
説明会	日時：令和2年10月9日(金) 13時30分～(時間厳守) 会場：山形県立産業技術短期大学校庄内校5階 (裏面参照) 内容：訓練内容の説明と簡単な適性検査を行います。 持ち物：筆記用具(鉛筆・ボールペン) ※マスクの着用を必ずお願いいたします。

申込締切日：令和2年10月2日(金)

【申込方法】 求職申込みをしている公共職業安定所窓口までご相談ください。

【相談・申込窓口】 鶴岡公共職業安定所 TEL：0235-25-2501
酒田公共職業安定所 TEL：0234-27-3111

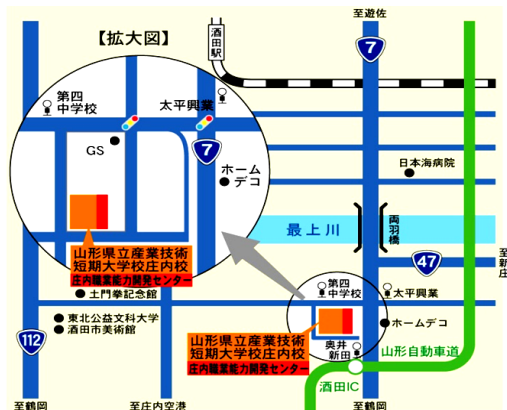
◆訓練カリキュラム◆

《仕上がり像》業務遂行に必要なPC基本操作スキル及び基礎的な会計知識を習得するとともに、職場環境に適したヒューマンスキルを身に付けて、総合的業務作業を処理できるようになる。

【総訓練時間数：425H】

	科目	科目の内容	時間数
学科	オリエンテーション	訓練内容・各種手続の説明など	2H
	安全衛生	VDT作業、安全衛生作業、環境整備、健康管理、労働基準法・労働安全衛生法の概要	4H
	就職支援	応募書類の作成、面接の仕方、ビジネスマナー(接遇)、コミュニケーションなど	48H
	情報リテラシー	パソコンの仕組み、各種設定、周辺機器、インターネット、メール	13H
	簿記概論	会計の仕組み、総勘定科目、取引、仕訳、帳簿、決算繰越処理	76H
実技	パソコン基本操作実習	OSの基本操作、マウス・キーボード操作、文字入力、ファイル・フォルダーの設定操作管理	21H
	文書作成実習	文書作成、表の作成、文書の編集、図形の操作、データの差込印刷、長文操作など	50H
	表計算実習	表計算ソフト基本操作、データ・計算式・関数の入力編集、グラフ作成など	54H
	データベース実習	データベースソフト基本操作、テーブル・クエリ・フォーム・レポート作成など	54H
	WEB活用実習	ホームページ作成とアップロード、オブジェクトハイパーリンクの設定など	18H
	プレゼン資料作成実習	スライドの設定と編集、書式の設定、図形・写真の挿入、プレゼンの実施など	22H
	会計ソフト実習	会計ソフト基本操作、機能と役割、取引・仕訳入力と訂正、決算手続など	27H
	総合演習	ビジネス業務に即した実践的操作、各種アプリケーションソフトの実践活用	36H

◆説明会会場◆



山形県立産業技術短期大学校庄内校

【住所】山形県酒田市京田3丁目57-4

TEL：0234-31-2700(庄内職業能力開発センター)

【駐車場】建物正面又は隣接の庄内職業能力開発センター正面をご利用ください。

【公共交通機関】

- ◎JR酒田駅から 庄内交通バス 鶴岡行
「太平興業前」バス停下車 徒歩約13分
庄内交通バス 湯野浜温泉行
「酒田四中前」バス停下車 徒歩約10分
- ◎JR鶴岡駅から 庄内交通バス 酒田行
「奥井新田口」バス停下車 徒歩約10分

◆訓練会場◆

PC・Kanbany訓練校 第1教室

【住所】山形県鶴岡市大塚町26-13
鶴岡高等職業訓練校内2階

【TEL】0235-64-0403

【担当】齋藤・三浦

【駐車場】無料(30台駐車可能)

【公共交通機関】鶴岡駅より市内循環バス

鶴岡養護学校前から徒歩5分



- *雇用保険受給資格者で、公共職業安定所から「受講指示」を受けた方は、訓練期間中「基本手当・受講手当」が、また、該当者には「通所手当」も支給されます。
- *雇用保険を受給できない方が、公共職業安定所長の指示により公共職業訓練を受講する場合に、一定の要件を満たせば「職業訓練受講給付金」を受けられる場合があります。(訓練期間中、安心して訓練を受けていただくための制度です。詳しくは、各公共職業安定所窓口へお尋ねください。)